

会 議 結 果 報 告 書

令和8年2月16日

会議の名称	令和7年度第3回志木市児童福祉審議会
開催日時	令和8年2月16日（月）午後2時～午後3時16分
開催場所	志木市役所3階 大会議室3-3
出席委員	中村和子会長、磯真砂子副会長、大東真由美委員、志村亜希子委員、宮原一委員、坂本裕美委員、高橋篤子委員、中村勝義委員、浅見智子委員、神谷惣治委員、中野靖子委員、増本智絵委員 (計12人)
欠席委員	中森茂治委員 (計1人)
説明員職氏名	清水子ども支援課長兼こども家庭センター所長、的場保育課長、金澤健康増進センター所長、神崎児童発達相談センター所長、大野保育課副課長、貫井健康増進センター主幹、恒石学校教育課主幹、徳留生涯学習課主幹、飯田子ども支援課主査 (計9人)
議 題	1 開会 2 議題 （1）令和8年度新規事業等について （2）こども誰でも通園制度の認可について 3 その他 （1）保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について （2）こども性暴力防止法の施行について 4 閉会
結 果	審議内容の記録のとおり（傍聴者なし）
事務局職員	清水子ども・健康部長、清水子ども支援課長兼こども家庭センター所長、的場保育課長、金澤健康増進センター所長、神崎児童発達相談センター所長、大野保育課副課長、平間子ども支援課主幹、貫井健康増進センター主幹、恒石学校教育課主幹、徳留生涯学習課主幹、川幡保育課主査、飯田子ども支援課主査、新井生涯学習課主任、木屋子ども支援課主事補

審 議 内 容 の 記 録

1. 開会

中村会長が開会を告げる。

志木市情報公開条例第5条第1項により市の附属機関の会議は原則公開であると規定されているため、本審議会は公開の対象となる旨の説明を行った。

議題に入る前に、傍聴者の有無について確認を行った。→傍聴者なし。

2. 議題

(1) 令和8年度新規事業等について

○説明員より、資料1に基づき、令和8年度の新規事業や重点事業について説明を行った。なお事業については、これから開会する志木市議会3月定例会において予算が可決されて事業が成立する旨の説明がなされた。

1. 志木地区児童センター建設に向けた設計

子どもたちにとって魅力的かつ利用しやすい施設とするため、民間事業者のノウハウを活用した空間デザインを取り入れることで、屋内でさまざまな遊びができる環境や中高生が自習できるスペースを整備するなど、幅広い年代の子どもたちが利用しやすい志木地区児童センターの建設に向け、設計に着手する。児童センターに子育て支援センターを併設するとともに、新複合施設やいろは遊学館を活用し子ども達の自主性や創造性を育む環境を整えていく。

2. 朝のこどもの居場所づくりモデル事業

子育てと仕事の両立を支援するため、令和7年度より実施している小学校始業前のこどもの居場所づくりについて、埼玉県が実施する「朝のこどもの居場所づくりモデル事業」補助金を活用し、引き続き志木小学校をモデル校として実施する。

3. 子育て申請窓口の拡大及びオンライン相談の実施

子育て支援体制のさらなる強化を図るため、これまで健康増進センターのみで受け付けていた予防接種などの申請手続きを市役所庁舎においても行うことで、特に宗岡地区の子育て世帯の利便性の向上を図るとともに、新たにオンライン相談を実施することで、より相談しやすい体制を整えていく。

4. 民間子育て支援センターにおける運営費の助成

西原保育園の閉園に伴い、西原子育て支援センターが閉所となることから、幸町の志木なかもり幼稚園が新たに実施する子育て支援センターの運営費を助成することで、地域での子育て親子の交流の場や、地域で相談できる場を確保し、保護者の子育てに関する孤独感や不安感の軽減につなげ、子どもの健やかな育ちを支援していく。

5. 北美保育園建設工事の実施

昭和47年に建設した北美保育園の老朽化に伴い建設工事を実施する。病児保育や医療的ケア児、配慮を要する子どもへの対応に加え、「こども誰でも通園制度」など多様な保育ニーズに応える新たな保育園として、令和10年度のリニューアルオープンを目指し、令和8年度は建設工事に着手していく。

6. こども誰でも通園制度の充実

生後6か月から3歳未満の保育園に通っていない子どもを対象に、保護者の就労の有無を問わず、月10時間まで保育園等にて預かり保育を実施する「こども誰でも通園制度」が令和8年度より全国で本格実施となる。本市では、令和7年度より試行的事業を実施しているが、引き続き、制度の周知と実施園の確保に努めることで、保護者が安心して子育てできる環境の充実を図る。

7. 保育所におけるICT導入費用の助成

「こども誰でも通園制度」を実施する保育所に対し、制度の実施に必要となるタブレット端末の購入費用を助成することで、制度を実施する保育園の増加につなげるとともに、現場保育士の業務負担軽減を図っていく。

8. インフルエンザ任意接種費用の助成

受験や就職活動を控えている中学3年生及び高校3年生相当を対象に、季節性インフルエンザの発症及び重症化を防止するため、接種したインフルエンザワクチンの接種費用の一部助成を新たに実施する。

9. 1か月児健康診査費用の助成

出産後の経済的支援と、支援が必要な家庭を早期に把握し、適切な支援につな

がることを目的に新たに実施する。妊産婦健診助成券と同様に、妊婦の方へ、1か月児健診助成券を配付し、近隣医療機関と委託契約を結び、委託契約を行っていない医療機関で1か月児健診を受けた場合には、申請していただき補助金として支払いをする予定である。

10. 5歳児健康診査の実施

子ども一人ひとりの発達上の特性に合わせ、就学に向けた支援を行うことを目的とし、ことばの理解力や社会性が高まる年中児を対象に、新たに5歳児健康診査を実施する。

健診では医師による診察や身体計測、集団での行動観察及び公認心理師等の専門職の相談により、発達に関する保護者の気づきを促すとともに、子どもの特性に合わせた適切な支援として、児童発達相談センターでのフォローアップ事業へとつないでいく。

11. 5歳児健康診査フォローアップ事業の実施

「学校生活を知る」「入学までに身に着きたいことは」などの内容で「新1年生に向けての講座」を学校教育課と連携して新規に実施する。また保護者に相談の必要性を理解していただくために、専門職が保育園などの集団での子どもの様子を見て保護者にお伝えする「5歳児健診後すきっぷ訪問」も新規に行う。また個別相談及び他機関との連携を強化し、それぞれの子どもに応じた、就学を見据えた支援を実施していく。

12. 産婦歯科検診の実施

これまで妊婦の方を対象に検診を実施していたが、産婦の方も対象に歯科検診を実施する。さらに、今まで5月から2月までの実施期間を通年に拡大することで、母だけでなく、乳児の歯の相談もできる機会を整え、子どもの口腔機能の発達支援にもつなげていく。

13. ショートステイ型及びデイサービス型産後ケア事業の拡充

令和6年度から実施しており、産後1年以内の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等を行う事業である。現在は、ショートステイ及びデイサービスを合わせて一律7回までの利用を上限としているが、乳児1人あたり7回までと変更

し、双子であれば14回まで、三つ子であれば21回までと上限を拡大し、育児負担の大きい多胎児世帯への支援の充実を図っていく。

資料に記載はないが、1つ追加で説明させていただく。一部報道で流れているが、RSウイルスワクチンが、令和8年度から定期接種として新たに始まる。RSウイルス感染症は、乳幼児に多い急性の呼吸器感染症で、特に乳児（生後6か月まで）にかかると重症化しやすい感染症である。対象は妊婦で、妊娠28週から36週までの方を対象に、1回接種となる予定である。子どもに接種するのではなく、妊婦に接種して、妊婦の体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児に移行され感染症を予防するものになる。

14. 小学校給食費負担軽減の実施

国の給食費の抜本的な負担軽減施策が示されていることを踏まえ、市内の公立小学校に通う子どもを養育している世帯に対し、給食費の補助として、児童1人につき月額5,200円を支援する。

15. 多子世帯給食費の無償化

義務教育期間内の子どもを3人以上養育している世帯に対し、3人目以降の給食費を引き続き無償化する。

併せて生活保護世帯及び就学援助世帯についても、従来通り給食費を無償化する。

16. 中学校給食費負担支援の実施（令和7年度繰越事業）

国の地方創生臨時交付金を活用し、市内公立中学校に通うお子さんを養育している世帯に対し、年間を通して給食費の半額を補助する。

物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもに安全・安心で栄養バランスがとれた給食を安定的に提供していく。

17. 秋ヶ瀬スポーツセンター等の再整備

秋ヶ瀬スポーツセンターと武道館を複合化し、「秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター」として新たに柔道・剣道などもできるほか、これまでどおり卓球やダンスなどができ、町内会や地域団体の会合などにも利用できる、地域コミュニ

ティの拠点ともなる施設の整備に向け、引き続き建設工事を実施する。なお令和7年度に解体工事に着手しており、オープンは令和9年9月を予定している。

18. 郷土資料館及び埋蔵文化財保管センターの再整備

郷土資料館と埋蔵文化財保管センターを複合化し、本市の歴史や文化を身近に感じることができる展示室や体験スペースを設けるなど、郷土資料を総合的に保存活用するための拠点として「志木市歴史館」を整備し、令和8年10月のリニューアルオープンに向けて、引き続き建設工事を進めていく。

【質疑】

会 長：ご意見、ご質問はないか。

委 員：朝のこどもの居場所づくりモデル事業についてであるが、誰が子ども達の見守りをしているのか。また朝早い時間に実施し、学校の教員に負担がかかってはいないか。

事務局：この事業は志木市社会福祉協議会へ委託している事業である。実施場所はいろは遊学館の一室を使用しており、教員に負担がかかることはない。

会 長：この事業は令和7年6月から始まっているが、利用者の様子はどうか。

事務局：好評な事業であり、子ども達もそれぞれの時間を楽しく過ごしている。

会 長：利用率はどのくらいか。

事務局：人数の回答となるが、現在10人の児童が登録している。

委 員：朝のこどもの居場所づくりモデル事業は、現在、モデル事業として県の補助金を活用しているとのことだが、本格実施の際は補助金はどうなるのか。

事務局：本格実施となった際の県の補助金については、まだ不明である。

会 長：今後、他の市内の小学校へ広げていくのか。

事務局：効果検証し、令和9年度以降の実施について検討していく。

会 長：新たに整備される児童センターにおける中高生の居場所などについて、ご意見はあるか。

委 員：宗岡の児童センターにおいても、指定管理者である志木市社会福祉協議会が中高生向けの事業を行っており、今後も中高生の居場所の広がり期待したい。

会 長：勉強するだけではなく、のんびりと過ごせるところ、また子どもが自主的にいろいろとできる場所になるとよい。

委 員：児童センターの空間デザインや設計についてはこれから行うところであるが、運営に関してはどうか。

事務局：運営については、今後検討を進めていくことになる。

委 員：志木なかもり幼稚園が新たに運営する子育て支援センターは4月から開所するのか。

事務局：4月開所に向けて、事業者と調整中である。

委 員：5歳児健康診査については、該当する年齢の市内の子どもが全員対象になるのか。

事務局：年中の児童全員が対象である。

委 員：発達に課題がある児童を見つけることが目的なのか。

事務局：発達について気になる子どもを児童発達相談センター等の専門機関へつなげていくことが目的である。

委 員：対象の子どもを一斉に健診を行うのか。又は、月ごとなどに行うのか。

事務局：1か月に1回、誕生日に来ていただき健康診査を行う。40人ほどの集団健診となる。

委 員：医師の診察はどのようなものか。

事務局：健診の流れとして、まず集団の中で指示がわかるかなど、公認心理師や保育士が行動観察を行う。そして児童全員に対して医師による診察を行うが、医師はその場で発達の診断をするのではない。集団行動観察の結果を医師に伝え、医師からのアドバイスなどによって、発達が気になる児童について相談につなげたいと考えている。

委 員：集団の作り方はどのように行うのか。

事務局：同じ誕生日の児童40～50人を受付順に3グループ程度に分けて行う予定である。

委 員：何時に健診は開始する予定か。

事務局：12時30分頃に受付を開始し、13時スタートの予定である。

委 員：幼稚園を早退しての受診となるが、この受診は義務であるか。

事務局：母子保健法上の任意の健診である。

委 員：保育園や幼稚園の通園等にも影響するが、いつ周知するのか。

事務局：議会閉会後に周知していきたい。

委員：5歳児健診は任意ということだが、就学時健康診断で集団行動の観察ができなくなったので、できるだけ多くの児童に受診していただけるように努力していただけるとよい。

委員：ショートステイ型産後ケア事業についてであるが、どこで実施しているのか。

事務局：ショートステイ型として本市と委託契約を締結しているイムス富士見総合病院、埼玉病院、幸町の助産院 MIKATAKAN、所沢市の助産院もりあねの4か所である。

委員：指定された場所での実施となるのか。

事務局：委託している4か所のみでの実施となる。

会長：多子世帯の給食費の無償化と中学校給食費の半額補助との重複はどのようになるのか。

事務局：現在、市内に中学生が3人いる多子世帯はないが、例えば中学3年生の双子、中学1年生が1人いる多子世帯の場合は、半額になっている給食費が無償になるということである。

委員：秋ヶ瀬スポーツセンターは何階建てになるのか。

事務局：3階建てである。

委員：武道館は今後どうなるのか。

事務局：令和9年9月に秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンターはオープンする予定であるが、本町の新複合施設建設などの様子を見ながら、武道館の今後の方針を決めていく。

議題

(2) こども誰でも通園制度の認可について

説明員より、資料2に基づいて説明を行った。

○概要説明

乳児等通園支援事業いわゆる、こども誰でも通園制度は、生後6か月から満3歳未満で保育園などに通っていない子どもを育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度である。

この事業は市町村の認可事業であり、認可申請について市町村で審査を行い、児童福祉審議会又は児童福祉に関する利用者の意見聴取を行ったのち認可をすることができることとされていることから、児童福祉審議会においてご意見をいただくものである。

認可基準の内容として、乳児等通園支援事業の区分、設置基準、職員体制、経済的基盤や社会的信望、設備運営基準への適合状況を市で審査をすることになっている。

令和7年度は公立保育園3園と民間保育園6園、認定こども園1園、幼稚園1園で実施してきたが、令和7年度末をもって、西原保育園は閉園、北美保育園は休園となることから、こども誰でも通園制度の対象施設から除名される。この度、アスク志木宗岡保育園からこども誰でも通園制度の認可申請があったため、児童福祉審議会においてご意見をいただくものである。

アスク志木宗岡保育園は、現在、保育事業を実施している事業所であり、生後57日から2歳児クラスまでの保育を実施し、受入れ枠は30名となっている。余裕活用型の申請があり、保育園の利用定員に達していない場合に定員の範囲内で受け入れることになる。保育課としては、アスク志木宗岡保育園の認可申請内容について不備はないことから、認可したいと考えている。

【質疑】

会 長：ご意見、ご質問はないか。

委 員：特になし。

事務局：異論はなかったことから、アスク志木宗岡保育園における乳児等通園支援事業の実施について認可を行うこととする。

3 その他

(1) 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

説明員より、資料3に基づき説明を行った。

○概要説明

児童福祉法等の改正が行われ、令和7年10月より「保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設」された。

その内容は、職員による虐待を受けた、又は受けたと思われる児童を発見した者の通報義務、所管行政庁は事実確認や児童の安全な生活環境を確保すること、措置の内容等を児童福祉審議会等へ報告すること、児童福祉審議会等はその報告に係る事項について意見を述べることなどが定められている。

市が所管する施設・事業は、放課後児童健全育成事業である学童保育クラブ、子育て短期支援事業、地域型保育事業（小規模保育・居宅訪問型保育・家庭的保育*・事業所内保育事業*）、乳児等通園支援事業であるこども誰でも通園制度、児童育成支援拠点事業*である。なお*印の事業については、現在、本市では実施し

ていない。

この制度における児童福祉審議会等への報告事項は、内閣府令によって定められており、虐待に係る施設等の名称・所在地、虐待を受けた又は受けたと思われる児童の状況、虐待の状況、虐待を行った施設職員等の氏名や職種、所管行政庁が講じた措置の内容等となっている。

児童福祉会等への報告及び意見を聴取することは、行政が行う手続きや対応の客観性や透明性等の確保を目的に定められている。

今後、市が所管する施設や事業の職員による虐待の通報等があった場合は、児童福祉審議会へ報告させていただき、ご意見をいただくことになるので、ご承知おきいただきたい。

【質疑】

会 長：ご意見、ご質問はないか。

委 員：児童福祉審議会の意見をどのように反映させていくのか。

事務局：例えば、報告した虐待事案に対して、児童福祉審議会より事実確認を違う方法で再度確認すべきとのご意見をいただき、必要と判断した場合は再度調査を行うなどして意見を反映させていく。

委 員：虐待やわいせつ行為等に対して保育士等の免職が求められる際でも委員の意見が通るのか。

事務局：市は勧告を行うため強制力はない。

委 員：委員の権限で保育士等の免職まで求めることが可能であるならば、委員の責任が重くなるため、確認したところである。

その他

(2) こども性暴力防止法の施行について

説明員より、資料4に基づき説明を行った。

○概要説明

こども性暴力防止法が2026年12月25日に施行される。こどもへの性暴力を防ぐため、教育、保育等を提供する事業者に対して、従事者による児童に対する性暴力を防止する取組を義務付けるものである。

事業者求められる取組は、

- ・日ごろから、こどもを性暴力から守る環境づくり
- ・こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認する

・性暴力の恐れがある場合は、こどもと接する業務につかせないようにすることなどである。性犯罪前科については、こども家庭庁を通じて性犯罪前科の有無を確認することになる。

法律の対象は、学校や幼稚園、認可保育所、認定こども園、児童養護施設・児童館などの義務対象の事業者と、国の認定を受けた認可外保育施設、学童保育クラブ、学習塾などの認定事業者がある。認定は事業者の任意である。

こども家庭庁が「こどもをまもろう、みんなでまもろう」というコンセプトの下、令和7年12月に「こまもろう」マークを作成した。この法律の義務対象となる事業者はピンク色のマークを、認定事業者は、青色のマークを使用することができ、制服やパンフレット、名刺、看板などに使用できる。

保護者なども、この「こまもろう」マークによって、その事業者が性暴力防止の取り組みを実施していることが一目でわかるようになる。

【質疑】

会 長：ご意見、ご質問はないか。

委 員：すでにマークをつけている事業者はいるのか。

事務局：令和8年12月施行であるため、現在はまだない。

委 員：認定の主体はどこか。

事務局：国である。

委 員：審査の際に、データベースが閲覧できるのか。

事務局：国に申請し、結果を知ることができる。

委 員：この制度の実施は確定か。

事務局：確定である。

委 員：市の事業や委託を受けて実施している事業などがあるが、申請は事業者ごとに実施するのか。

事務局：今後、国による説明会等があるため、その後、事業者へご案内する。

委 員：事業者は行政を介し、性犯罪歴を見ることができるのか。

市を通じて確認するのか。保育園、幼稚園はそれぞれ文科省、厚生労働省と所管が異なるが問題ないか。

事務局：事業者ごとに審査を行う認識であるが詳細が分かり次第、連絡する。

委 員：男性保育士等が増加しているため、児童への性暴力等が懸念される状況である。審査の結果がでるまでの期間はどのくらいか。

事務局：対象者が日本国籍の場合は2週間程度、外国籍の場合は1か月程度とされている。

その他

- ・物価高対応子育て応援手当について

説明員より、配付チラシに基づき説明を行った。

高校生年代までの児童の保護者に、児童1人につき2万円を1回支給する。原則、申請は不要で、児童手当の受給者へ支給する。ただし、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者や公務員などは手続きが必要になる。申請期限は令和8年4月15日までとなっている。

- ・次回の児童福祉審議会

令和8年5月22日（金）を予定している。

4 閉会

中村会長が閉会を告げる。